

令和7年度第2回公平委員会を次のとおり開催します。

- 1 日時 令和8年3月26日（木）14時00分から
- 2 場所 吉川松伏消防組合3階会議室
- 3 議題 苦情相談申出書に係る対応報告について

傍聴を希望される方は、次の傍聴要領に基づき、上記日時場所の開催前に受付にて傍聴申込みをして下さい。

#### 傍聴要領

##### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、原則として会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

##### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

##### 3 会議の傍聴ができない方

- (1) 傍聴券を所持しない者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 凶器その他の危険の恐れのある器物を持っている者
- (4) プラカード、のぼり、旗その他これらに類するものを携帯している者
- (5) はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用している者
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員長において傍聴を不適當と認める者

#### 4 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、静粛を旨とし、次の事項をお守りください。

- (1) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画及び録音、その他機器等を用いて同時放映を行わないこと。  
ただし、特に委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議等の妨害になるような行為をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。

#### 4 議事における傍聴者の退場

議事の途中において、必要により、会場から退場していただく場合があります。